

家主の
みなさま

三重県からの
お願い

入居における 差別をなくす取組に ご協力をお願いします

三重県では2017(平成29)年度に、三重県内の1,154社の宅建業者のみなさまを対象とした「第2回宅地建物取引に関する人権問題の実態調査」を実施しました。前回(2011年度)と比べると、外国人に対する入居差別は約10%減少し約46%になったものの、依然として外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭に対する入居差別について、6年前とあまり改善されていない実態が明らかになりました(裏面を参照してください)。

お客様が外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭であるといった理由だけで、そのお客様の入居を断るのは、明らかに予断と偏見に基づく差別です。

家主のみなさまのなかには「営業の自由だ」と主張される方がおられるかもしれませんが、しかし、「営業の自由」は無制限ではなく、「公共の福祉に反しない」ことが条件であり、合理的理由のない入居拒否は許されるものではありません。

過去のトラブルや、他から聞いたということで、入居を断るのは正しいことではありません。入居差別をなくす取組に、どうぞご協力をお願いいたします。

これまでも入居をめぐるトラブルになり、損害賠償請求訴訟になった例があり、家主の側が敗訴しています(裏面を参照してください)。

2016(平成28)年4月1日に「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が施行されました。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止しており、入居差別も含まれます。

このチラシに関するお問い合わせは、

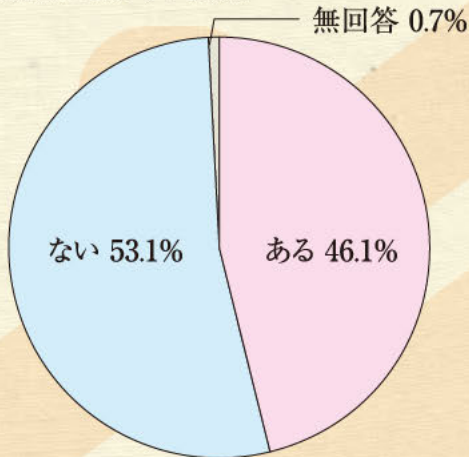
三重県県土整備部建築開発課 宅建業・建築士班

〒514-8570 津市広明町13番地 三重県庁内 Tel:059-224-2708 Fax:059-224-3147

第2回 宅地建物取引に関する人権問題の実態調査から

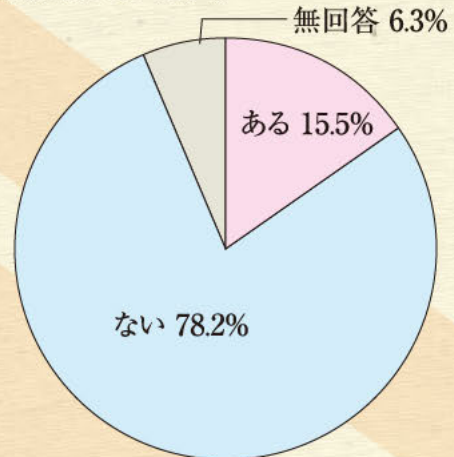
1 外国人の入居拒否は約5割

家主から外国人の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が46.1%になっています。



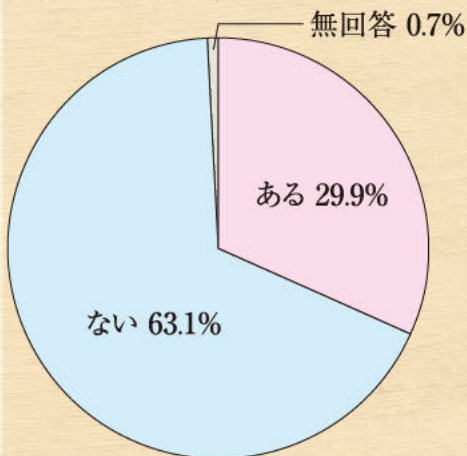
2 障がい者の入居拒否は約2割

家主から障がい者の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が15.5%になっています。



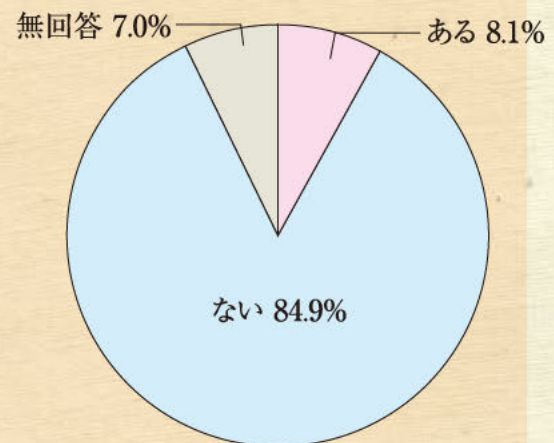
3 高齢者の入居拒否は約3割

家主から高齢者の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が29.9%になっています。



4 母子・父子家庭の入居拒否は約1割

家主から母子・父子家庭の入居を断るよう言われた経験について「ある」と回答した業者が8.1%になっています。



損害賠償請求の一例

韓国籍の方が国籍を理由にマンションへの入居を拒否される事件がありました。これについて、入居拒否の「理由が国籍であることは明らか」とし、「日本国籍でないことを理由にした拒否は不法行為にあたり、賃貸借契約を拒むことは許されない」と断じ、家主に計110万円の支払いを命じました。(平成19年10月2日京都地裁判決)